

# 富田林市地域防災計画

## 概要版



令和元年修正

# 目 次

1. 地域防災計画とは（総則）	. . . . .	3
2. 富田林市で想定される災害（総則）	. . . . .	5
3. 富田林市の防災体制（予防）	. . . . .	8
4. 災害に対する事前の備え（予防）	. . . . .	10
5. 災害発生直後の応急対策	. . . . .	18
6. 事故等災害応急対策	. . . . .	26
7. 復旧・復興に向けた取り組み	. . . . .	27

## 《令和元年修正における主な見直し内容》

①住民等の円滑かつ安全な避難の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 避難情報</li> <li>• 避難場所、避難路の指定</li> <li>• 避難誘導体制の整備</li> <li>• 市民への周知</li> <li>• 避難の勧告・指示、誘導</li> <li>• 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）</li> <li>• 市長による避難勧告、避難指示（緊急）の内容</li> <li>• 避難勧告等の伝達</li> </ul>
②土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 法改正の内容</li> <li>• 避難誘導体制の整備</li> <li>• 警戒避難体制等</li> <li>• 土砂災害警戒情報の留意点</li> <li>• 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）</li> </ul>
③水害（洪水・内水）対策の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 準用河川等の洪水対策</li> <li>• 水害減災対策</li> <li>• 洪水予報</li> <li>• 特別警戒水位の設定及び到達情報の発表</li> <li>• 浸水被害軽減地区の指定</li> <li>• 洪水リスクの開示</li> <li>• 洪水リスクの周知及び利用</li> <li>• 水防と河川管理等の連携</li> <li>• 住民に求める行動</li> </ul>
④大規模災害時における道路通行確保対策の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 緊急輸送のための道路確保</li> <li>• 緊急通行車両等の確認</li> </ul>
⑤災害廃棄物対策の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 災害廃棄物等処理</li> <li>• ごみの処理方法</li> <li>• 災害廃棄物等処理</li> </ul>

⑥地域防災力の向上と継続・発展	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災・減災・縮災に関する知識の普及啓発</li> <li>・企業防災の促進</li> </ul>
⑦災害時要援護者（避難行動要支援者）等要配慮者への支援体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難行動要支援者名簿の更新及び管理</li> <li>・援護体制の整備</li> <li>・社会福祉施設との取り組み</li> <li>・外国人に対する支援体制整備</li> <li>・帰宅困難者支援体制の整備</li> <li>・浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保</li> <li>・要配慮者利用施設等の防災訓練</li> </ul>
⑧避難所等における生活環境の向上等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難場所、避難路の指定</li> <li>・指定避難所の指定</li> <li>・要配慮者に配慮した施設整備等</li> <li>・指定避難所の管理運営体制の整備</li> <li>・避難誘導體制の整備</li> <li>・指定避難所の開設・運営等</li> <li>・指定避難所の管理、運営の留意点</li> <li>・緊急物資の供給</li> </ul>
⑨必要物資の供給体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者・ボランティアとの連携</li> <li>・緊急輸送体制の整備</li> <li>・陸上輸送体制の整備</li> <li>・航空輸送体制の整備</li> <li>・重要物資の備蓄</li> <li>・備蓄・供給体制の整備</li> <li>・緊急輸送のための道路確保</li> <li>・食料の供給</li> <li>・義援物資提供の際の市民・企業等の配慮</li> </ul>
⑩広域応援・受援の体制整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治体被災による行政機能の低下等への対策</li> <li>・情報収集伝達体制の整備</li> <li>・ボランティアの活動環境の整備</li> <li>・広域応援等の要請・受け入れ・支援</li> <li>・自発的支援の受け入れ</li> </ul>
⑪復旧対策の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・罹災証明書の発行体制の整備</li> <li>・応急仮設住宅の借上げ</li> <li>・罹災証明に係る基本的な考え方</li> <li>・住宅の確保</li> <li>・被災者生活再建支援金</li> <li>・中小企業の復興支援</li> <li>・復興に向けた基本的な考え方</li> <li>・災害復興計画の策定</li> </ul>
⑫国、府、市及び関係機関における組織・機構改変に伴う名称変更等の修正	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市の組織・機構改変への対応</li> <li>・国、大阪府、関係機関等の組織・機構改変への対応</li> <li>・防災関係機関の業務大綱</li> </ul>
⑬その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資料編の修正</li> <li>・最新データの反映 他</li> </ul>

# 1. 地域防災計画とは（総則）

## ◆ 1. 地域防災計画とは

I 第1節


この計画は、災害対策基本法第42条（市町村地域防災計画）及び南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第5条の規定に基づき、市域に係る防災（災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧・復興対策）に関し、市及び防災関係機関等が処理すべき事務又は業務の大綱等を定めることにより、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、**市域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護すること**を目的としています。

## ◆ 2. 計画の構成

I 第1節

構成及び各章の内容は、次のとおりです。

分類	内容
I	計画の目的、想定する被害、防災会議、災害対策本部等について
II	防災体制整備、地域防災力の向上、災害発生防止や被害を最小限にとどめるための措置等について
III	風水害・地震災害について、災害発生の防ぎよや拡大の防止等について
IV	突発的大規模事故等について、災害発生の防ぎよや拡大の防止等について
V	市民の生活安定のための措置等、復興の総合的な推進等について



※ その他資料編

## ◆ 3. 計画の基本的な考え方

I 第2節

本市では、以下の基本的な考え方に基づき、計画を作成しています。

### 1. 防災・減災・縮災対策の推進

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化する**「減災」の考え方**を基本に、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最優先とし、また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせることで災害に備えます。

また、災害発生後は被害を長引かせずに元の生活に早く戻れるよう、既存の防災施設の強度を高める等、**「縮災」**対策にも取り組みます。

### 2. 自助・共助・公助が一体となって取り組む防災の推進

行政の対策**「公助」**には限界があることから、市民一人ひとりが自分の命や財産を自分で守る**「自助」**、地域で助け合う**「共助」**を適切に組み合わせた取り組みを推進します。

### 3. 多様な主体の協働により立ち向かう防災の推進

市民、民間団体、事業者、行政機関等、多様な主体が相互に連携しながら協働して防災の取り組みを推進します。また、**要配慮者**の参画を促進するとともに、**男女共同参画の視点**を取り入れます。

## ◆ 4. 住民・事業者の皆さまの役割

## I 第5節

災害発生初期、特に地震災害の場合など、市や防災関係機関の対応はおのずと限界もあることから、各家庭や地域住民、事業所の連携等地域コミュニティの果たす役割は非常に大きなものがあります。本市では、住民・事業者の皆さまと一丸となった安全・安心のまちづくりを推進します。

### ◆ 住民・事業者の皆さまの役割

#### 1 住民の皆さまの役割

**自らの身の安全は自らが守る**のが防災の基本であり、地域は皆で守るという住民一人ひとりがその自覚を持ち、平常時より、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄や防災訓練への参加等、災害に対する備えを心掛けるとともに、災害発生時には自ら身の安全を守るよう行動することが重要です。

また、初期消火を行う、近隣の負傷者・要配慮者を助ける、避難所で自ら活動する、あるいは防災関係機関が行う防災活動との連携・協力、過去の災害から得られた教訓の伝承に努めましょう。

#### 2 事業所の皆さまの役割

事業所の皆さまは、自助・共助の理念のもと災害時に果たす役割を十分に認識し、災害時行動マニュアルの作成や、災害時に重要業務を継続するための**事業継続計画**（Business Continuity Plan、以下「BCP」という。）を策定し、企業防災を推進するとともに、地域の防災活動等に協力・参画するよう努めましょう。

また、災害応急対策や災害復旧に必要な物資、若しくは資材や役務の供給又は提供を行う事業所の皆さまは、災害時においても事業活動を継続的に実施することに努めてください。



## 2. 富田林市で想定される災害（総則）

### ◆ 1. 市勢の概況

I 第3節

本市は、大阪府の東南部、大阪都心部から約 20km の距離に位置し、東西 6.4km 南北 10.1km、面積 39.72 k m<sup>2</sup> の市域を有する自然と歴史に恵まれたまちです。

市域内の地形は、**石川**が本市を分断する形で南から北へ流下しているのが特徴的で、地域的には大きく**平坦部、丘陵部、山間部の三つの地域**に大別できます。

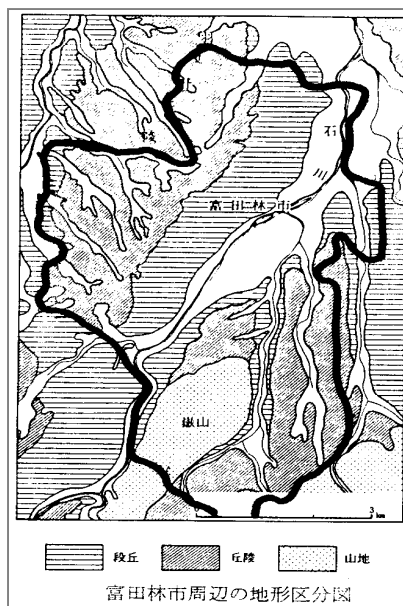
平坦部は、古くからまちが開けたところで、特に寺内町には歴史的に貴重な町並みが残されています。

一方、市の南部は、雄大な金剛・葛城連峰を背景に緑豊かな丘陵部・山間部と美しい田園風景が広がり、自然景観にあふれています。西部丘陵部は、計画的に開発の進んだ住宅地となっています。

本市の気象は概ね平坦部で年平均気温約 16℃、月平均降水量は約 90mm で、瀬戸内式気候に似て比較的温暖な地域です。

降雨時期は、4 月下旬の春雨、6 月下旬の梅雨、台風期を含む秋雨時に集中しています。

本市の人口は、昭和 25 年の市制施行当時は約 3 万人でしたが、西部丘陵部の計画的な住宅開発等により平成 6 年には 12 万人を超えました。その後、平成 14 年をピークに減少傾向にあり、平成 31 年 3 月末現在 111,628 人となっています。



### ◆ 2. 本市で過去に発生した災害の概要

I 第3節

#### ▶ 豪雨（昭和57年8月1日～3日）

台風 10 号及び台風 9 号崩れの低気圧による記録的な豪雨に見舞われ大洪水となりました。南河内での土砂災害による死者は 8 名となり、本市に隣接する河南町では避難勧告が発令され、堺市・松原市に災害救助法が適用されました。

水害災害履歴箇所



石川昭和橋上流右岸  
富田林市彼方 (S57)

土砂災害災害履歴箇所



富田林市嬉 (S57)

## ▶断層型地震

本市域への影響が考えられる断層型地震については、大阪府大規模地震ハザード評価検討調査（平成17年度）等により想定します。本市では、被害想定が一番大きい生駒断層帯（下表右）による地震が発生した場合を想定して対策を講じます。

断層型地震の概要及び結果（富田林市域）					（最大想定）	
項目	上町断層A	上町断層B	有馬高槻断層	中央構造線	生駒断層 *1	
地震の規模 （マグニチュード）	7.5～7.8	7.5～7.8	7.3～7.7	7.7～8.1	7.0～7.5	
建物全半壊棟数（棟）	3,982	5,460	0	2,320	14,379	
出火件数（件）	4	5	2	3	—	
死傷者数（人）	800	1,013	0	404	2,045 （内、死者数 ：283人）	
罹災者数（人）	14,832	19,287	2	7,594	24,200 *3	
避難所生活者数（人）	4,302	5,594	1	2,203	7,020 *2	
ライフライン	停電（％）	13.5	20.1	0.0	7.4	3.6
	ガス供給停止（％）	0.0	52.8	0.0	0.0	0.0
	水道断水（％）	30.7	34.2	0.0	39.7	30.7
	電話不通（％）	1.8	1.8	0.0	1.8	1.0

資料）大阪府大規模地震ハザード評価検討調査（平成17年度）

大阪府自然災害総合防災対策検討（地震被害想定報告書（平成19年3月））

\*1 大阪大規模地震ハザード評価検討調査（平成17年度）に基づき、本市が集計。

\*2 生駒断層帯地震による避難所生活者数は、近隣市における生駒断層地震による避難所生活者数（16,296人）に、本市と近隣市における生駒断層による死者数の比率（本市283人÷近隣市657人）を乗じて推計。

\*3 各断層における大阪府想定の罹災者数と避難所生活者数の比率を※2に乘ずる。

（7,020人×3.447）



## ▶海溝型地震

海溝型地震については、「大阪府 南海トラフ巨大地震災害対策棟検討部会（第4回）」（平成25年10月30日）において想定されている被害想定に基づき想定します。

南海トラフ巨大地震については、仮に発生すれば、大阪府内においても、これまで想定しなかった甚大な被害をもたらすことが想定されています。ただし、本市は津波被害の対象地域ではありません。想定地震による本市域のライフライン等施設被害の想定結果は、次のとおりです。

海溝型地震の概要及び結果

項目		南海トラフ（富田林市）
地震の規模（マグニチュード）		9.1
建物全半壊棟数（棟）		3,930
出火件数（件）		3
死者数（人）		14 *1
負傷者数（人）		421
罹災者数（人）		—
避難所生活者数（人）1週間後		5,975
避難所外避難者数（人）1週間後		5,975
ライフライン	停電（％）	49.0
	ガス供給停止（％）	—
	水道断水（％）	65.8
	電話不通（％）	8.3

資料）大阪府域の被害想定について（ライフライン等施設被害・経済被害等）市町村別表（平成26年1月）

\*1 市区町村別の被害想定（人的被害・建物被害）の考え方について（大阪府：平成25年10月）

### 南海トラフ巨大地震とは・・・？

広い震源域で連動して起こると警戒されているマグニチュード(M)9級の巨大地震・津波で、現時点の最新の科学的知見に基づき、発生しうる最大クラスの地震・津波を推計するために設定されました。

本市には、津波の影響はありません。



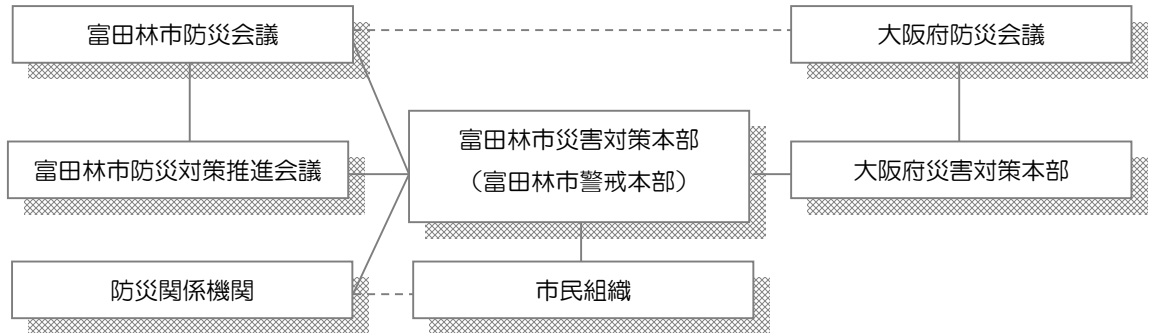
## 3. 富田林市の防災体制（予防対策）

### ◆ 1. 総合防災体制の整備

Ⅱ第1章第1節

#### ▶1 防災対策の推進組織

本市は、次の体制で防災対策を推進します。



#### ▶2 富田林市防災会議

富田林市防災会議条例（昭和38年条例第14号）の定めるところにより、富田林市地域防災計画の作成及びその実施の推進等を行います。

#### ▶3 富田林市防災対策推進会議

富田林市防災対策推進会議設置要綱（平成9年要綱第32号）の定めるところにより、市の防災対策等の審議及び決定を行います。

### ◆ 2. 災害警戒本部

Ⅱ第1章第1節

#### ▶1 災害警戒本部の設置

風水害等災害の発生のおそれがあるが、時間、規模等の予測が困難な場合、または局地的な災害が発生し始めたとき、災害対策本部が設置されるまでの間に、各種災害情報の収集・分析を行うとともに災害応急対策の検討を進めるなど、迅速かつ適切な初動体制を確立します。

なお、気象予警報等が発表されたとき、または市域に震度4以上の地震が観測されたときは、市長の指示を待つことなく防災担当部長が設置し、その旨を市長に報告します。

### ◆ 3. 災害対策本部

Ⅱ第1章第1節

#### ▶1 災害対策本部の設置

- ①中規模または大規模な災害の発生が予想され、その対策を要すると認められるとき
- ②災害救助法の適用を要する災害が発生したとき
- ③本市に震度5弱以上の地震が発生したとき
- ④その他市長が必要と認めたときに災害対策本部を設置します。（場所：消防本部5階）

#### ▶2 災害対策本部の閉鎖

- ①本市域において災害発生のおそれが解消したとき

②災害応急対策がおおむね完了したとき

③その他市長が適当と認めたときに災害対策本部を閉鎖します。

## 4. 災害に対する事前の備え（予防対策）

### ◆1. 避難受け入れ体制の整備

### Ⅱ第1章 第6節

#### ▶1 避難場所、避難路等

本市は、災害から住民を安全に避難させるため、避難場所、避難所、避難路等の選定を行い日頃から住民に周知するなどの体制の整備に努めます。その際、洪水・土砂災害に係るハザードマップ等の活用を図ります。

避難場所等の種類と指定の概要

避難	指定の概要
指定緊急避難場所	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所として洪水など異常な現象の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所
指定避難所	被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所であって想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所
広域避難場所	火災の延焼拡大によって生じる輻射熱、熱気流から住民の安全を確保できる場所
その他の避難場所	浸水、土石流浸水、土石流、地すべり及びびがけ崩れに備え、それぞれの地域の実情及び災害特性に応じた安全な避難場所

### ◆2. 災害情報網を整備する

### Ⅱ第1章 第2節

#### ▶1 情報収集伝達体制の強化

本市では、被害情報の収集体制の整備、伝達窓口の明確化に努めるとともに、様々な環境下にある住民や職員に対し、伝達手段の多重化・多様化を図ります。

また、職員の情報分析力の向上を図るとともに、最新の情報関連技術の導入に努めるなど、情報収集伝達体制の強化を進めます。

情報収集伝達ツール

- 1 防災行政無線（戸別受信機を含む。）
- 2 全国瞬時警報システム（J-ALERT）
- 3 テレビ
- 4 ラジオ
- 5 災害情報共有システム（Lアラート）
- 6 ポータルサイト（おおさか防災ネット）のウェブページやメール
- 7 ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）
- 8 携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）
- 9 ワンセグ等

## ▶1 食料・生活必需品の確保

本市では食料、生活必需品の備蓄を行っています。今後さらなる備蓄品の充実を図ります。

1	食料
2	高齢者用食
3	毛布
4	育児用調整粉乳（乳アレルギーに対応したものを含む）
5	哺乳瓶
6	乳児・小児用おむつ、大人用おむつ
7	簡易トイレ、携帯トイレ（袋式）
8	生理用品
9	トイレットペーパー
10	マスク
11	その他
①	精米、即席麺などの主食
②	ボトル水等の飲料水
③	菓子類などの副食
④	被服（肌着等）
⑤	炊事道具・食器類（鍋、炊飯用具等）
⑥	光熱用品（エルピーガス、エルピーガス器具、簡易コンロ、乾電池、懐中電灯等）
⑦	日用品（石けん、タオル、ちり紙、歯ブラシ、ラップ等）
⑧	医薬品等（常備薬、救急セット）
⑨	仮設風呂・仮設シャワー
⑩	簡易ベッド、間仕切り等
⑪	要配慮者用介護機器、補装具、日常生活用具等（車いす、トイレ、盲人用つえ、補聴器、点字器等）
⑫	棺桶、遺体袋など

## ◆4. 避難行動要支援者支援体制の整備

## ▶1 高齢者・障がい者等に対する支援体制整備

本市では、災害時の情報提供、安否確認、避難誘導など様々な場面において、要配慮者に配慮したきめ細かな対策を行うための体制の整備に努めます。

そのため、福祉部局や防災部局をはじめとする関係部局や民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア団体等が連携し、避難行動要支援者の情報把握に一層努めます。

避難行動要支援者の範囲（以下の要件に該当する方）

- 1 身体障がい者手帳の交付を受けており、障がいの程度が1級・2級の者
- 2 療育手帳の交付を受けており、障がいの程度がA判定の者
- 3 精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けており、障がいの程度が1級の者
- 4 介護保険における要介護認定を受けており、要介護3～5の者
- 5 障害者総合支援法※による市の障がい福祉サービス等を受けている難病患者
- 6 ひとり暮らしの高齢者（65歳以上）で市に申し出をした者
- 7 高齢者（65歳以上）のみの世帯で市に申し出をした者
- 8 日中に家族などの不在により、が不在で、支援を必要とする高齢者（65歳以上）で市に申し出をした者
- 9 その他、災害時などに支援を必要とする者（妊産婦・日本語が不自由な外国人等）で市に申し出をした者

## ▶2 外国人等への対策を行う

本市は、地理に不案内な外国人や市外からの来訪者等について、安心して行動できるような条件、環境づくり、また災害時における安全の確保を図るため、市内在住の外国人に対する防災教育・訓練や防災情報の提供に努めるとともに、情報提供や避難誘導においては、多言語、**やさしい日本語の活用**、ルビふり等により、外国人に配慮した支援に努めます。

外国人等への支援

- 1 災害関連情報の外国人等への広報
- 2 外国語の防災啓発パンフレット等の作成
- 3 観光案内所をはじめ、ターミナル駅周辺における多言語での情報提供
- 4 誘導標識や案内板等を外国人等が理解し自ら行動できる条件整備
- 5 地域全体で支援する体制の形成
- 6 災害時通訳・翻訳ボランティアの確保

## ▶3 福祉のまちづくりを推進する

本市では、地域ぐるみの支援体制づくりを推進するため、市域内の社会福祉施設、民間福祉団体、社会福祉協議会等の相互の連携に努めます。

あわせて、高齢者や障害者の積極的な社会参加を促進し、だれもが住みよいまちづくりを進めるため、福祉まちづくり条例や「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」の趣旨等に基づき、施設等の利便性及び安全性の向上の促進に努めます。

また、市民、企業、関係機関との連携を図り、都市環境の整備にあわせた防災環境の整備促進に努めます。

#### ▶4 女性や子育て家庭のニーズに配慮する

平常時から固定的な性別役割分担意識をなくす取組が必要であるとともに、災害時には、女性や子育て家庭のニーズに配慮した支援のために、**女性を指定避難所運営者に含める**ことや、女性運営者へのアドバイス、**妊産婦・乳幼児支援**の取組が必要です。

#### ▶5 帰宅困難者を支援する

**富田林駅や喜志駅では、駅周辺に多くの滞留者が発生**することによる混乱を軽減するため、民間事業者を中心とした対策協議会を設置し、平常時から訓練等により連携体制を確立します。

その他徒歩帰宅者への支援として、**給油取扱所、コンビニエンスストア、外食事業者による支援**があります。



#### ▶6 その他体制の整備

消火・救助・救急体制、災害時医療体制、緊急輸送体制、避難受け入れ体制、緊急物資確保体制、ライフライン確保体制、交通確保体制の整備等

### ◆6. **地域防災力**の向上

### Ⅱ第2章 第1節

#### ▶1 **防災知識の普及啓発**

本市及び防災関係機関は、地震災害時のシミュレーション結果等を示しながら、その危険性を周知するとともに、住民が、災害に対する備えを心がけ、災害時には自発的な防災活動を行うよう、教育機関のみならず、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図ります。

##### 普及啓発の方法

- ① 各種講習会、出前講座等の開催
- ② 消防展示コーナーの設置
- ③ 防災啓発情報の提供
- ④ 広報誌（印刷物）・・・ハザードマップ、防災パンフレット等
- ⑤ 避難誘導看板の設置

## 普及啓発の内容等

- 1 災害等の知識
  - ① 災害の態様や危険性
  - ② 各防災関係機関の防災体制及び講ずる措置
  - ③ 地域の地形、危険場所
  - ④ 過去の災害から得られた教訓の伝承
  - ⑤ 地域社会への貢献
  - ⑥ 応急対応、復旧・復興に関する知識
- 2 災害への備え
  - ① 最低3日以上（できれば1週間分以上）の飲料水、食料及び、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレトーパー等の生活物資の備蓄
  - ② 非常持ち出し品（常備薬、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
  - ③ 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備
  - ④ 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具、什器類の固定、家屋・施設・塀・擁壁の予防・安全対策
  - ⑤ 避難場所・避難路・避難所（コンクリート屋内退避所を含む。）、家族との連絡方法や避難ルールの取り決め等の確認
  - ⑥ 住宅の耐震診断と状況に応じた耐震改修の必要性
  - ⑦ 自主防災組織活動、初期消火・救出訓練をはじめとした防災訓練などへの参加
  - ⑧ 地震保険、火災保険の加入の必要性
  - ⑨ 警報等発表時や避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）といった避難情報の発令時にとるべき行動
  - ⑩ 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動、避難場所や指定避難所での行動
- 3 災害時の行動
  - ① 身の安全の確保方法
  - ② 情報の入手方法
  - ③ 気象予警報や避難情報等の意味
  - ④ 緊急地震速報を見聞きした場合に具体的にとるべき行動
  - ⑤ 地震発生時における自動車運転者が注意すべき事項
  - ⑥ 避難行動要支援者への支援
  - ⑦ 初期消火、救出救護活動
  - ⑧ 心肺蘇生法、応急手当の方法
  - ⑨ 避難生活に関する知識
  - ⑩ 自らの安全を確保の上、応急対応等の防災活動への参加
  - ⑪ 自らの被害が軽微であった場合の生活物資等の提供等の協力

## ▶2 防災教育

### 学校等における防災教育

防災意識を高め、次世代へ着実に継承していくためには、学校等における防災教育が重要です。学校等は、園児・児童・生徒の安全を守るとともに、今後、地域防災の主体を担

い、防災活動に大きな役割を果たすことができる人材を育成するよう、防災教育を実施します。

また、市は、必要な情報を共有するなど、お互いに連携を図り、防災に関する講習会を開催するなどして、学校における防災教育の充実を図る。

#### 防災教育の内容

1	教育の内容
	① 気象、地形、地震についての正しい知識
	② 防災情報の正しい知識
	③ 気象予警報や避難情報等の意味
	④ 身の安全の確保方法、避難場所・避難路・避難所、避難方法、家族・学校との連絡方法
	⑤ 災害等についての知識
	⑥ ボランティアについての知識・体験、地域社会の一員としての自覚の育成
2	教育の方法
	① 防災週間等を利用した訓練の実施
	② 教育用防災副読本、ビデオの活用
	③ 特別活動等を利用した教育の推進
	④ 防災教育啓発施設の利用
	⑤ 防災関係機関との連携
	⑥ 緊急地震速報等、防災に関する科学技術の活用
	⑦ 自主防災組織、ボランティア等との連携

## ◆7. 自主防災体制の整備

## Ⅱ第2章 第2節

### ▶1 地区防災計画の策定、防災訓練等

市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者（要配慮者利用施設等の施設管理者を含む。）（以下、「地区居住者等」という。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、**防災訓練の継続的实施**、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等、自発的な防災活動の推進に努めます。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを**地区防災計画**の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行います。

### ▶2 自主防災組織の育成

本市は、住民組織の防災活動への取り組みについて啓発し、自主防災組織の結成及び育成、消防団や民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア団体等とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実に努めます。

さらに、研修の実施などによる防災リーダーの育成、**多様な世代が参加できるような環境の整備**などにより、これらの組織の日常化、訓練の実施を促します。その際、高齢者や障がい者、女性、子どもたちの参画の促進に努めます。



## 自主防災組織の活動内容等

1	活動内容
	① 平常時の活動
	ア 防災に対する心構えの普及啓発（ミニコミ誌、講習会の開催等）
	イ 災害発生時の未然防止（消火器などの防災用品の頒布あっせん、家具の安全診断・固定、建物や塀の耐震診断など）
	ウ 災害発生への備え（避難行動要支援者の把握、避難場所・避難路・避難所等の把握、防災資機材や備蓄品の管理など）
	エ 災害発生時の活動の習得（情報伝達・避難・消火・救急処置等）
	オ 復旧・復興に関する知識の習得
	② 災害時の活動
	ア 避難誘導（安否確認、集団避難、避難行動要支援者への援助等）
	イ 救出・救護（救助用資機材を使用した救出、負傷者の救護など）
	ウ 出火防止・初期消火（消火器や可搬式ポンプによる消火など）
	エ 情報伝達（地域内の被害情報や避難状況の市町村への伝達等）
	オ 物資分配（物資の運搬、給食、分配）
2	育成方法
	○ 取り組み
	ア 自主防災組織の必要性の啓発
	イ 地域住民組織に対する情報提供（研修会等の実施）
	ウ 防災リーダーの育成（養成講習会等の開催）
	エ 教育啓発施設等を活用した体験教育等の実施
	オ 防災資機材の配付又は整備助成、倉庫の整備助成及び支援
	カ 初期消火防災訓練、応急手当等の訓練の実施

## ◆5. ボランティア環境を整える

### Ⅱ第2章 第3節

### ▶1 ボランティアの活動環境の整備

ボランティアは、日頃から地域コミュニティの活性化に寄与するとともに、災害発生時には各地域に長期的に関わり、物質的な支援だけでなく、被災者の精神的な支援にも寄与するなど重要な活動を行っています。市、府、日本赤十字社富田林支部、富田林市社会福祉協議会、その他ボランティア活動推進機関は、府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」等を活用し、それぞれ連携するとともに、中間支援組織（ボランティア団体、NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時にボランティアが被災者のニーズに応じて円滑に活動できるよう、**必要な環境整備**を図ります。

#### ボランティアの活動環境の整備内容

1	受入窓口の整備	2	事前登録
3	人材の育成	4	受け入れ及び活動拠点の整備
5	活動支援体制の確保		

## ◆6. 水害予防対策の推進

### Ⅱ第3章 第3節

### ▶1 水害減災対策

本市は、水災の軽減を図るため、洪水予報の発表、浸水想定区域の指定・公表、洪水リスク

の開示、過去の浸水実績の周知、避難体制の整備を行います。

## ▶2 その他予防対策の推進

防災訓練の実施、指導、消防団の強化等

## 5. 災害発生直後の応急対策

### ◆ 1. 活動体制の確立

### Ⅲ 第1章 第1節

#### ▶1 組織を動員する

本市は、災害状況に応じて必要な配備体制をとり、迅速かつ適切な災害応急対策活動を実施します。

#### 災害時の配備基準

区分		配備時期	配備内容
災害警戒本体制	警戒配備	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害発生のおそれがある気象予警報等が発表されたとき、または災害発生のおそれがあるが、時間、規模等の推測が困難な時、及び市長が必要と認めたとき</li> <li>市域又は隣接市町村で震度4の地震が発生したとき</li> </ul>	警戒関係部で編成し、通信情報収集活動を中心に警戒にあたる体制
	A号配備	<ul style="list-style-type: none"> <li>小規模の災害が発生し、または発生のおそれがある場合で、市長が必要と認めたとき</li> <li>市域で震度5弱の地震が発生したとき (自動設置)</li> </ul>	災害を防ぎよするため、通信情報収集活動を行い、各部最小限度の人員で災害応急対策を実施する体制
	B号配備	<ul style="list-style-type: none"> <li>中規模の災害が発生し、または発生のおそれがある場合で、市長が必要と認めたとき</li> <li>市域で震度5強の地震が発生したとき (自動設置)</li> </ul>	中規模の災害応急対策を実施する体制
災害対策本体制	C号配備	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模な災害が発生し、または発生のおそれがある場合で、市長が必要と認めたとき</li> <li>市域で震度6弱以上の地震が発生したとき (自動設置)</li> </ul>	市の全力をあげて災害応急対策を実施する体制 全職員の動員
上記の体制以外の配備		市長は、必要に応じて特に必要な部署の職員を指名動員する配備を指令することがある。	

※ 災害状況等により、自衛隊の災害派遣要請、広域応援等の要請・受け入れ・支援等を行います。

※ 各担当部長は、災害状況に応じ、各配備体制の動員人数を決定します。

## ▶1 情報を伝達する

本市は、気象庁、大阪管区気象台等から発せられる情報を関係機関及び市民に迅速に伝達、周知します。

気象予警報と地震情報の種類

区分	内容	備考
注意報	本市において、気象現象等によって災害が予想される場合に、気象業務法に基づき大阪管区気象台が発表する注意報	風雪、強風、大雨、大雪、濃霧、雷、乾燥、なだれ、着雪、霜、低温、融雪、着氷、地面現象、浸水、洪水
警報	本市において、気象現象等によって重大な災害が予想される場合に、気象業務法に基づき大阪管区気象台が発表する警報	暴風、暴風雪、大雨、大雪、地面現象、浸水、洪水
記録的短時間大雨情報	本市において、数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨を、観測したり、解析したりしたときに大阪管区気象台が発表する情報	大阪管区気象台による発表基準：100mm/1時間雨量
特別警報	本市において、気象現象等によって尋常でない災害が予想される場合に、気象業務法に基づき大阪管区気象台が発表する特別警報	大雨、暴風、暴風雪、大雪
地震情報	気象庁が発表する警報	震度速報、震源に関する情報、震源・震度に関する情報、各地の震度に関する情報、その他の情報
緊急地震速報	気象庁が、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対して発表する警報	緊急地震速報、地震動特別警報（震度6弱以上）

## ▶2 災害広報を実施する

本市は、被災者をはじめ、市民に対し、災害発生について防災行政無線や緊急速報メール等により、正確かつきめ細かな情報を提供します。

### 災害広報対策

- |   |                               |
|---|-------------------------------|
| 1 | 台風接近時の広報                      |
|   | ① 台風についての情報（進路予想図、予報円等）や気象の状況 |
|   | ② 不要・不急の外出抑制の呼びかけ             |
|   | ③ 鉄道等の交通機関の運行情報等              |
| 2 | 風水害発生直後の広報                    |
|   | ① 気象等の状況                      |
|   | ② 避難行動要支援者への支援の呼びかけ           |
|   | ③ 土砂災害（二次災害）の危険性 など           |
| 3 | 地震発生直後の広報                     |
|   | ① 地震の規模等・気象の状況                |
|   | ② 出火防止、初期消火の呼びかけ              |
|   | ③ パニック防止、デマ情報への注意の呼びかけ        |
|   | ④ 避難の勧告、指示の呼びかけ など            |
|   | ⑤ 指定避難所開設の情報など                |
| 4 | その後の広報（ライフライン、医療、応急給水、食料等）    |
| 5 | 避難者に関する情報（避難者に関する問合せ対応等）      |

## ◆3. 医療救護活動

### Ⅲ第3章 第2節

### ▶1 医療救護所の設置・運営

本市では、予め定めた指定避難所において、医療救護所を設置・運営します。

また、大阪府、富田林医師会、富田林歯科医師会、富田林薬剤師会、大阪府看護協会府南支部等との協力のもとに、「大阪府災害時医療救護活動マニュアル」に基づき、災害の状況に応じ被災地域の内外を問わず、救命医療を最優先とする医療救護活動（助産を含む）を実施します。

### ▶2 医薬品等の確保

備蓄医薬品等のほか、富田林医師会や薬剤師会等の協力を得て、医療救護活動に必要な医薬品等の確保に努めます。

## ◆4. 避難誘導行動

### Ⅲ第4章 第1節

### ▶1 避難活動を実施する

本市は、住民の生命または身体を災害から保護し、被害の拡大を防止するため、特に必要があると認める場合、避難指示（緊急）等を発令します。

### 避難指示等の意味合い

	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備・高齢者等避難開始	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害発生の可能性があり、避難勧告や避難指示（緊急）を発令することが予想される状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。</li> <li>その他の人は立退き避難の準備を整えるとともに、今後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始する。</li> <li>特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定避難所や指定緊急避難場所へ立退き避難する。</li> </ul>
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害による被害が予想され、人的被害が発生する可能性が高まった状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>予想される災害に対応した指定避難所や指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。</li> <li>指定避難所や指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」を行う。</li> </ul>
避難指示（緊急）	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害が発生する等状況がさらに悪化し、人的被害の危険性が非常に高まった状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>既に災害が発生していてもおかしくない極めて危険な状況となっており、未だ避難していない人は、予想される災害に対応した指定避難所や指定緊急避難場所へ緊急に避難する。</li> <li>指定避難所や指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」を行う。</li> <li>津波災害から、立退き避難する。</li> </ul>

## ▶2 指定避難所の開設・運営

### Ⅲ第4章 第2節

本市は、避難が必要と判断した場合、安全な指定避難所を開設し、住民に周知するとともに速やかに指定避難所を管理します。

なお、市域で震度5強以上の地震を観測した場合は、すべての指定避難所を開設します。

#### 避難所の開設基準

指定避難所を開設する時期	市職員	開設する者
本部長が必要と認めたとき	勤務時間内	本部長の指示により施設管理者が開設
	勤務時間外	本部長に指示により避難所運営部職員が開設
市域で震度5強以上の地震を観測したとき（自動設置）	勤務時間内	施設管理者が開設
	勤務時間外	現地配備員

指定避難所の運営にあたっては、女性の参画を推進するため、避難所運営部等に女性を加えるとともに、**男女のニーズの違い等、男女双方の視点**に配慮します。

## ▶3 愛玩動物(ペット)の救護対策

### Ⅲ第4章 第2節

本市は、動物飼養者の周辺への配慮を徹底するため、**ペット同行避難が可能な指定避難所**をあらかじめ指定します。災害発生時に、飼い主は、ペットと同行避難することを原則とし、ペ

ットの安全と健康を守るとともに、他の避難者への迷惑にならないように努めます。

#### 動物飼養者に求める行動

- 1 飼い主は、**ペット用備蓄（家庭備蓄）の準備**に努める。（以下、例示）
  - ① 少なくとも7日分の水とペットフード
  - ② 予備の食器と首輪、リード
  - ③ ケージ補修などに使うガムテープ
  - ④ トイレ用品
- 2 飼い主は、**ペットのしつけ**に努める。（以下、例示）
  - ① ケージに慣れる
  - ② 無駄ぼえをさせない
  - ③ 決められた場所でトイレができる

#### ▶4 避難行動要支援者への支援

#### Ⅲ第4章 第3節

本市は、指定避難所等に避難した**避難行動要支援者の健康状態等を把握**し、スペースの確保や必要な生活必需品等の配布について配慮します。その他**福祉サービスの継続的な提供**に努めます。

また、被災により、居宅、避難所等では生活できない避難行動要支援者については、本人の意思を尊重した上で、**福祉避難所**（二次的な避難施設）への避難及び**社会福祉施設等**への緊急一時入所を迅速かつ円滑に行います。

#### ▶5 在宅避難者の支援

#### Ⅲ第4章 第3節

本市は、**在宅避難者の情報把握**に努めます。

#### ▶6 広域一時滞在

#### Ⅲ第4章 第4節

本市は、大阪府内または府域外における広域一時滞在进行が必要な場合、府に報告の上、被災住民の受け入れについて関係自治体と協議します。また、本市は**隣接市町村間で協定締結している指定避難所に関する協定**に基づき、受け入れ方法について事前協議します。

### ◆5. 緊急輸送活動

#### Ⅲ第5章 第1節

#### ▶1 物資集積場の開設

本市は、備蓄物資及び救援物資の輸送を、円滑かつ効率的に進めるため、必要に応じて物資集積場を開設して活動します。

#### ▶2 緊急輸送活動を実施する

本市は、災害初動期に緊急に必要な物資等の輸送需要に対処するため、関係機関の協力を得て、必要な人員、輸送用車両及び燃料を確保します。輸送順位及び輸送対象は、次のとおりです。

【輸送順位】

- ① 住民の生命の安全を確保するために必要な輸送
- ② 災害の拡大防止のために必要な輸送
- ③ 上記以外の災害応急対策のために必要な輸送

【輸送対象】

段 階	輸 送 対 象
第1段階 (発生から1～2日程度)	①救助・救急活動、医療活動の従事者、 <b>医薬品等</b> 、人命救助に要する人員、資機材等 ②消防活動等災害の拡大防止のための人員、資機材等 ③後方医療機関へ搬送する負傷者等 ④国・府・市町村の災害対策要員、情報通信、電力・ガス・水道施設等の保安要員等初動の応急対策に必要な要員、資機材等 ⑤緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び資機材等 ⑥食料、飲料水等生命の維持に必要な物資、資機材等
第2段階 (3～7日程度)	①上記 (第1段階) の続行 ②傷病者及び被災者の被災地外への輸送 ③生活必需品 ④輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び資機材
第3段階 (7日以上)	①上記 (第2段階) の続行 ②災害復旧に必要な人員及び資機材

◆6. 二次災害防止・ライフライン確保

Ⅲ第6章 第1～3節

▶1 民間建築物等の応急対策

本市では、建築物の倒壊、アスベストの飛散などに備え、応急危険度判定実施要否の判断など二次災害防止対策を講じるとともに、二次災害への心構えについて市民への啓発に努めます。

▶2 その他応急対策

公共施設、上下水道、電力、ガス、通信、放送の確保、農業関係

◆7. 被災者の生活支援

Ⅲ第7章 第4節

▶1 給水活動を行う

本市は、大阪府及び大阪府広域水道企業団と相互に協力して、給水活動を円滑に実施するため、被害の範囲・規模を把握したうえで応急給水対策を実施します。



## 応急給水の方法

- ① 給水用資機材の調達
- ② 給水タンク、給水車・トラック等による給水
- ③ 応急給水所での給水
- ④ 仮設給水栓・共用栓の設置、応急仮配管の敷設による給水
- ⑤ 住民への給水活動に関する情報の提供
- ⑥ 飲料水の水質検査及び消毒
- ⑦ ボトル水等の配布

## ▶2 食料の供給

本市は、指定避難所に避難した人、**在宅避難者**、帰宅困難者等で他に食料を得る手段のない人を対象に、食料を供給します。食料の内容は、季節等の状況を考慮して対応します。

### 食料の供給

確保の方法	食料の内容
備蓄	アルファ化米、粉ミルク、ペットボトル
調達	即席麺等の主食、お菓子類の副食等

## ▶3 生活必需品の供給

本市は、指定避難所に避難した人、**在宅避難者**、災害により生活必需品を喪失し、日常生活を営むことが困難な人を対象に、生活必需品を供給します。

### 生活必需品の供給

確保の方法	生活必需品の内容
備蓄	ほ乳ビン、毛布、おむつ、生理用品
調達	被服（肌着等）、炊事用具、光熱用品、歯ブラシ等

## ▶4 住宅の応急確保

### Ⅲ第7章 第5節

#### ○被災住宅の応急修理

本市は、住宅が半壊し、当面の日常生活が営めない者の住宅について、府が行う応急修理に協力し、必要な措置を講じます。

#### ○応急仮設住宅の建設

本市は、住宅が全壊または流失し、住宅を確保することができない者に対し、府が行う建設型仮設住宅（建設して供与するものをいう。）の建設に協力し、必要な措置を講じます。

## ▶5 応急教育

### Ⅲ第7章 第6節

本市は、学校教育を継続して実施するため、教育施設、教材等を早期に確保し、応急教育の措置を講じます。また、本市は、保育所や幼稚園、小中学校の園児・児童・生徒の安全を確保するため、休校園等の措置や安否確認とともに、関係機関の協力を得て速やかに学校園の再開に向けた措置を行います。

## ▶6 自発的支援の受け入れ

### Ⅲ第7章 第7節

本市は、災害ボランティア活動が必要と認める時は、**富田林市社会福祉協議会**に、災害時ボランティアの受け入れの総合調整機能を果たす**「ボランティアセンター」**の設置・運営を要請するなど、ボランティアが円滑に活動できるよう環境整備を図ります。

ボランティアの活動内容

活動内容	備考
救急救助活動	被災地域
物資集積場支援	輸送、入出庫、在庫管理、受入事務等
給水活動支援	輸送、応急給水所の管理、給水管理事務
<b>在宅被災者等の支援</b>	被災地域
避難所運営支援	初動活動整備、運営活動
清掃等支援	指定避難所、被災地域
がれき除去等	被災地域
要配慮者支援	指定避難所、被災地域

## ▶7 その他の取り組み

住民等からの問い合わせ対応、**災害救助法の適用**、義援金品の受付・配分等

## ◆8. 社会環境の確保

### Ⅲ第8章 第1節

### ▶1 保健衛生等への取り組み

- 保健衛生活動（防疫活動、動物保護等）
- 廃棄物の処理（**し尿**処理、**ごみ**処理、**災害廃棄物**処理等）
- 遺体対策
- 社会秩序の維持（物価の安定及び物資の安定供給等）

## 6. 事故等災害応急対策

### ◆1. 突発重大事故に対する応急対策

Ⅳ第1章 第1節

**突発重大事故とは**、航空機事故、列車事故、自動車事故（交通事故）、大火災・大爆発事故、雑踏における事故など、一度に多くの尊い人命が失われる突発的な大事故を指し、これらの災害は最近大きな社会不安を招いています。

本市では、こうした突発重大事故の際には、相互に連携をとり、的確な応急対策に努めます。

### ◆2. 危険物等災害応急対策

Ⅳ第1章 第2節

本市では、火災その他の災害に起因する**危険物等**災害の被害を最小限にとどめるため、施設の管理者等との緊密な連携を行い、必要な措置及び対策を実施し周辺住民に対する危害防止を図ります。

危険物等災害応急対策の種類

- ① 危険物災害応急対策
- ② 高圧ガス災害応急対策
- ③ 火薬類災害応急対策
- ④ 毒物・劇物災害応急対策
- ⑤ 管理化学物質災害応急対策

### ◆3. 中高層建築物、地下街（地階）、市街地災害応急対策

Ⅳ第1章 第3節

本市は、中高層建築物等のガス漏れ事故及び火災等の事故に対処するため、**それぞれの態様に応じた防災に関する計画**に基づき、応急対策を実施します。

### ◆4. 林野火災応急対策

Ⅳ第1章 第4節

本市をはじめ防災関係機関は、林野において火災等が発生するおそれがある場合、火災警戒活動を行い、大規模な林野における火災等が発生した場合には、**相互に連携**を図りつつ、迅速かつ的確な消火活動を実施します。

## 7. 災害復旧・復興に向けた取り組み

市及び防災関係機関は、復旧事業の推進にあたっては男女共同参画の視点から、あらゆる場・組織に女性の参画を促進するとともに、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進します。

### ◆1. 被害施設の復旧

V第1章 第1節

市では、被害の程度を調査・検討するとともに府と連携・協力し、それぞれが所管する公共施設等に関する災害復旧事業計画を速やかに作成し、被災施設の復旧と合わせ災害発生の再発防止に努めます。

作成する災害復旧事業計画

① 公共土木施設災害復旧
② 農業施設災害復旧
③ 都市災害復旧
④ 上下水道災害復旧
⑤ 住宅災害復旧
⑥ 社会福祉施設災害復旧
⑦ 公立医療施設、病院等災害復旧
⑧ 学校教育施設災害復旧
⑨ 社会教育施設災害復旧

### ◆2. 罹災証明の交付や被災者の生活再建

V第1章 第1、2節

本市では、被災者への支援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付の体制を確立し、被害調査等に基づき罹災証明書を発行するなど必要な措置を講じます。なお、罹災証明書の発行にあたっては、被災者支援システムの活用にも努めます。また、災害弔慰金等の支給などに関しては、次のとおりです。

生活再建に向けた支援とその内容

種類	内容
災害弔慰金	市内で5世帯以上の住家が滅失した自然災害等による死亡者の遺族を対象とした支給
災害障害見舞金	同上
大阪府災害見舞金	市内で10世帯以上の住家が滅失した自然災害を受けたり災世帯主への支給
富田林市災害見舞金	火災、風水害、交通事故その他市長が必要と認める災害による支給
災害援護資金	被災世帯に対して生活の立て直しに資する貸付
生活福祉資金 (災害援護資金)	低所得者世帯に対して被害を受けたことによる困窮から自立更生するために必要な資金の貸付
被災者の生活再建支援金	自然災害により生活基盤の著しい被害を受けた者で、経済的理由等で自立して生活を再建することが困難な者に対する支援金の支給

### ◆3. 復興の基本方針

V第1章 第5節

本市は、被災者の生活再建を支援し、市民とともに災害の再発防止に配慮した施設復旧を図

り、より安全に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりに努めます。

そのため本市では、被災の状況、地域の特性、被災住民及び公共施設管理者の意向等を勘案しながら、**災害復興方針**を策定し、具体的な**災害復興計画**（市街地復興、産業復興、生活復興等）の策定を行います。